事業環境変化対応型支援事業

税率引き下げに伴う経理処理の誤りを防ぐ!

飲食料品 消費税率引下げに関する実務対策セミナー

～全業種の経理実務対応から、食品販売・飲食店の特例選択手続きまで～

令和9年4月から2年間、軽減税率8%対象の飲食料品の消費税率が1%に引き下げられる見込みです。

本改正は飲食料品を販売する事業者だけでなく、飲食料品を購入する全事業者に影響します。
買手側はインボイス確認や会計処理、売手側はレジ改修等の対応が急務です。
さらに売手側は特例選択による消費税還付の可能性があり、事前の判断が資金繰りを左右します。
本説明会では、全事業者に必須の実務対応から、特例の手続きまでを解説します。

飲食料品の消費税率が 1%に! (令和9年4月から2年間の見込み)

開催概要

日　時	令和8年12月21日(月) 14:00～15:00
会　場	倉敷商工会館 7階 第4・第5会議室 (倉敷市白楽町249-5)
受講料	無料
定　員	40名 (※定員に達し次第締め切り)
対象者	中小・小規模事業者の経営者・経理・実務担当者等 (会員・非会員を問わず)
申込方法	右の二次元コードの申込フォームからお申込みください

注意事項　本セミナーは、今後の関連法案の成立を前提とした内容を扱います。

カリキュラム

01 **判定ミスを防ぐ!** 対象品目の範囲と適用税率の確認実務

02 **取引ミスを防ぐ!** 経過措置を踏まえた請求書発行と経理実務

03 各種特例の届出手続きと税率引下げに伴う税額計算・申告実務

04 質疑応答

講　師

倉敷税務署 担当官

主催　倉敷商工会議所

協力　(公財)岡山県産業振興財団(岡山県よろず支援拠点:中国経済産業局委託事業)、㈱日本政策金融公庫倉敷支店、水島信用金庫、玉島信用金庫

お問い合わせ先　倉敷商工会議所　TEL. 086-475-1005